

人口のうごき

— 4月1日現在 —

() 内は3月1日との比較
 人口 11,449人 (-51)
 男 5,571人 (-28)
 女 5,878人 (-23)
 世帯数 2,186 (-3)

広報 なかのしま

4月号 南蒲原郡中之島村役場

// 編集と発行・役場企画課



今年も豊作でありますように

村祭り (中条より)



— 今月の納税 —

- △ 国民健康保険税 (第1期分)
- △ 軽自動車税 (全期分)
- △ 保育料 (4月分)

精神薄弱者・児に

療養手帳を交付

県では、今年度から精神薄弱児・者の福祉の向上を図るため「療養手帳」を交付することになりました。

これによって、精神薄弱児・者に対する一貫した相談・指導が行なわれるとともにこれらの方を対象に実施されている各種援助措置(例えば、特別児童扶養手当、心身障害者扶養共済、

行楽シーズンを迎え

盗難・暴力・交通事故に注意

△お出かけは一声かけて
 カギかけて▽
 春先は旅行やドライブなどで、家をあける機会が多くなりますが、出かけるときは表だけでなく裏口の戸締まりも厳重にし、隣りにも一声かけてから出かけてください。

△暴力・迷惑行為は
 すぐ一〇番▽
 入出が多くなる季節です。行楽地では、暴力などが発生しやすくなります。お互いに迷惑をかけないようにして、楽しいひとときをすごしましょう。

もし、被害を受けたり、見たときはすぐ一〇番。

当分各家庭に 保管を

危険物・不燃物
 ゴミ収集のうち、危険物、不燃物の収集については、昨年末から休止しておりますが、これは、昨年末の強風雨のため埋立地に通じる道路が山崩れにより通行不能になったため、復旧工事が終るまで、当分の間これらのゴミの廃棄については、各家庭内の空地に保管されるようご協力願います。

▽河川や空地に不法投棄は絶対にしないでください

労災・失業保険の更新は4月中に

労働保険の昭和四十九年度概算保険料と昭和四十八年度確定保険料の申告、納付手続きの時期になりました。該当する事業主は、申告・納付の手続きを必ず四月中(おそくとも五月十五日まで)に完了してください。

なお、四十八年度確定保険料については、通勤災害保護制度の実施に伴い、労災保険料の改正がありましたので、もよりの説明会場に出席してください。

※くわしくは三条労働基準監督署(電話一五一一)へお問い合わせください。

四十九年度 県の交通事故相談所開設

新潟県では、交通事故移動相談所を本年四月から県内主要市町村を会場として開設いたします。

この開設のねらいは、事故被害者の利便と交通事故相談業務の普及をはかるために開設されるもので、あなたも、いま一人で交通事故のことに悩んでおられず、この機会にお気軽にご相談してください。

開設時間
 各会場とも午前一〇時から午後三時まで。

| 開設場所 | 開設期日 |
|-------|--------------------------------|
| 三条市役所 | 毎月とも 第一火曜日 |
| 見附市役所 | 偶数月の 第一火曜日 (但し四月は開設しません) |
| 与板町役場 | 奇数月の 第二木曜日 (但し五月は開設しません) |

※ その他不明の点は役場企画課へおたずねください。

村職員の変動

村では四月一日付けで役場職員の変動を行いました。

- △産業課長 柳橋篤治(建設課長)
- △建設課長 池上清(税務課長)
- △税務課長 小柳勇(産業課長)
- △庶務課長 藤原長
- △選挙消防係長 加野伝、昇格(村教育委員会主事)
- △保健衛生課国民健康保険係長 佐々木勇夫(税務課係長)
- △税務課係長 坂口壮治、昇格(産業課主事)
- △教育委員会出向、学校教育係長 久保朋恵(保健衛生課国民健康保険係長)。

「生活の安定」と「福祉」に重点

精神障害者・老人・重度心身障害者に医療費の大巾助成

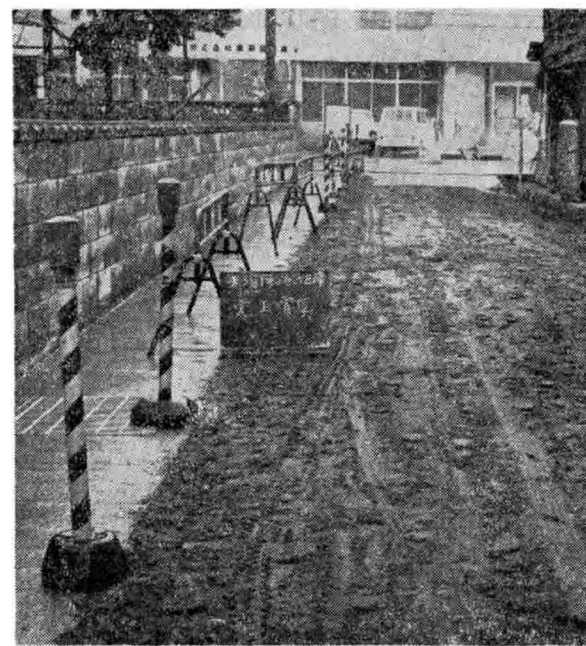
さる、三月十一日から七日間の会期で招集された三月定例村議会では、昭和四十九年度予算がきまりました。これにより、一般会計の予算総額は七億二千三百九十三万三千円と、前年度当初予算額より一億四千二百五十九万九千円増加で、その伸び率は二四・五%となっています。

生活関連公共施設の整備

△ 村道改良及び舗装工事費 七千二百六十四万四千円
 国県道に連絡する主要幹線道路を昨年引き続き整備するもので、改良工事は五十間野、前田線の中条新田内の改良工事外一六路線で、舗装工事は中西一三路線の上沼地内の舗装工事外一三路線を舗装し、今後改良率、舗装率を高め、国県の水準まで引き上げます。

△ 県の施工工事について
 ① 中条バイパスの完了と路線の一部変更を早期実現。
 ② 中野、三条線の早期完了。
 ③ 大口、与板停車場線の早期整備の実現。
 ④ 見附、与板線の与板橋にかかる歩道橋架設の早期実現。
 ⑤ 中之島川渡渉促進。
 ⑥ 猿橋川改修の促進。

以上六点を重点項目として、県へ要望し、早期実現をはかり



中之島地内下水道整備事業

△ 都市計画施設の整備
 市街化区域内の都市計画道路、下水路事業について四十八

地方交付税等の依存財源が五一・二%と、依然として高い割合を占めています。また、自主財源の主力である村税では、村民税の課税最低限の引き上げ、さらに固定資産

税の標準税率への引き下げや小規模宅地用地にかかる負担の軽減などで、前年度にくらべわずか四・七%の増加で全体にしめる割合は一四・七%となっています。

歳出面については、村民生活の安定と住民福祉の向上を図り均衡のとれた、豊かで働きやすい村造りを達成するため、生活環境の整備と教育文化施設の整備から継続事業として引き続き実施します。

△ 鉄道建設公団の工事用道路の受託事業も昨年に引き続き実施します。

社会福祉の充実

△ 老人に対し、医療費の助成 二千五百九十八万七千円
 △ 老人クラブ活動の補助 九十二万一千円
 △ 老人いこいの施設維持管理費 二百四十六万六千円
 △ 精神障害者入院患者に対し医療費の助成 六十万円。

生活優先を基本とした社会福祉の増進に努めるため、老人福祉の充実をはかります。とくに老人の健康管理に重点をおき、老人いこいの家を積極的に利用していただくため更に施設の充実をはかります。

産業の振興

△ 農道整備事業費 三千三十七万七千円
 △ 良質米種子購入補助金 三百二十四万円
 △ 農協合併推進協議会及び農業共済損害防止事業費の助成 百五十万円
 △ 商工会補助金 百九十九万円
 △ 産業育成資金の預託金 一千万円

最近農業をとりまく情勢はますます厳しさを増し、他産業との格差は更に大きくなってきています。そこで今後の農業体質の改善をはかりながら食糧生産基地としての不動の地位を築くべく施策を推進するため、本年も良質米の生産に重点をおき、良質米の種子購入、作付転換の定着化の促進とあわせ、集団的生産組織の育成を図ります。次に農村振興に直結する農業

文教施設の整備

△ 小、中学校費 四千三百八十一万三千円
 △ 学校建設基金の積立金 二千万円

急速な社会情勢の変動に伴い、学校教育の高率化と適正化を再検討されるなかで、義務教育施設の整備と充実が最も重要視され、とくに次代をなう青少年の育成を図り、社会の繁栄を希うためには、まず教育条件と環境の整備が急務とされています。このような情勢のなかで、

固定資産税の軽減

自主財源の主力をなす、村税も地方税法の改正により、課税最低限の引き上げ等の減税措置がなされたなかで、これも厳し

い村民の経済事情を考え住民負担の軽減を図るため固定資産税の税率を百分の一・四に引き下げました。

行政の合理化

事務処理の簡素化、合理化をはかり行政経費の効率化を図るため、昭和四十九年度から現在の記帳方式をあらため、伝票会計方式を採用します。

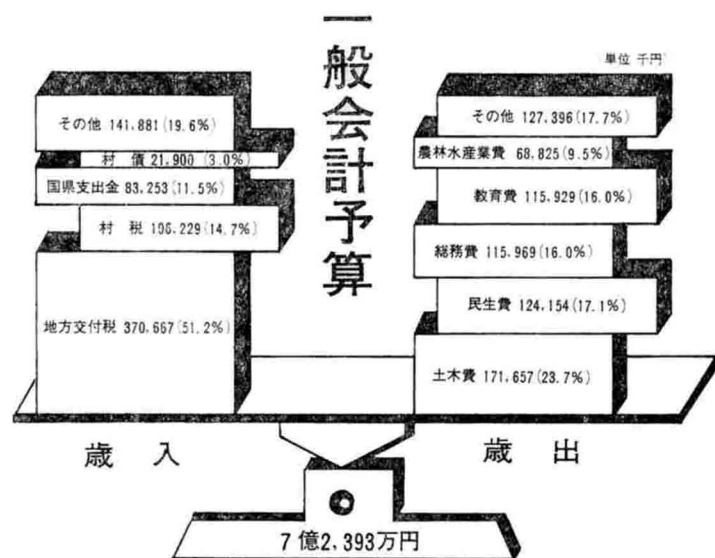
国保特別会計

国保特別会計では、昨年一月から実施された老人医療の無料化による医療費の増加は予想以上に多く、国保財政を著しく圧迫し、更に本年二月からは一九%増の医療費改定が行われましたことは医療費急増時代に突入したと言わざるを得ない情勢となっています。

これらの事情から新年度の医療費総額は前年対比四三・五%増の三億二千三百四十七万六千円と推定されています。

また、本年七月診療分から新たに、同一の被保険者が、同一の医療機関に支払う一部負担金の月額が三万円を超える部分の金額について国保が負担する高額療養支給制度を適用し、多額の医療費に苦しむ住民負担の軽

昭和49年度



| 項目 | 金額 |
|---------|---------|
| 国民健康保険税 | 90,592 |
| 国庫支出金 | 142,472 |
| 県支出金 | 27 |
| その他 | 58 |
| 繰入金 | 14,326 |
| 繰越金 | 676 |
| 諸収入 | 1,752 |
| 合計 | 249,903 |
| 歳出 | |
| 総務費 | 6,980 |
| 保険給付費 | 236,711 |
| 保険施設費 | 5,575 |
| 公債費 | 313 |
| 諸支出金 | 24 |
| 予備費 | 300 |
| 合計 | 249,903 |

減を図ることにしました。このような医療費の急増に対し、給付の改善を図ること、とした結果、昭和四十九年度の予算総額は前年対比四四・二%増の二億四千九百九十三万円を見込んであります。

三月定例議会

二三議案を審議

▽… 村議会では、三月定例議会を三月十一日から招集し、七日間の会期で三月十九日閉会しました。

▽… この定例議会には、村の昭和四十九年度予算案や（前ページに掲載）昭和四十八年度補正予算案など、長提出案件二件と議員提案一件などを審議し、いずれも原案どおり可決されました。

▽… 主なものは次のとおりです。

● 専決処分した事件の承認について（議案第一号）

昭和四十八年度村一般会計予算の補正について、異常豪雪に伴い、除雪機械の借上料及び除雪人夫賃金として四百二十九万六千円を専決処分によって追加補正したもので

● 村特別職の職員の非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（議案第五号）

このほど、村の各委員会等の委員の報酬及び費用弁償の額を引き上げたものです。

● 村消防団員の定員

七百名を六百二十名に改正し、団員の報酬を引き上げました。

● 村立小学校校舎等建設基金の設置、管理及び処分に

関係する条例の制定について（議案第七号）



今日は議会をほうちょうし、村政をみっちり勉強

第七号）
村立小学校校舎並びに屋内運動場の建設費の積立を行なうために条例の制定をしたもので

● 村精神障害者の医療費助成に関する条例の制定について（議案第八号）

精神障害者の入院患者に対して医療費の一部を助成し、精神的健康の早期回復を図り、社会復帰の促進をはかるために条例化されたものです。

● 村老人及び重度心身障害者医療費助成に関する条例の全部改正について（議案第九号）

所得制限の廃止とねたきり老人に対して医療費の助成を行なうために改正されたものです。

● 村税条例の一部改正

固定資産税の税率百分の一・五を百分の一・四に改め、証明手数料二十円を七十円に改正。

● 村入湯税条例の一部改正について（議案第十号）

入湯税二十円を四十円に改正。

● 村国民健康保険条例の一部改正について（議案第十二号）

高額療養費の一部負担の採用。本年七月診療分から同一被保

49年度から3か年計画で 小学校統合校舎建設基金の積立

除者が同一の医療機関に支払う一部負担金の月額が三万円を超える部分の金額については国保が負担するようになりました。

任意給付である助産費、葬祭費、育児手当金の支給額がそれぞれ引き上げられ給付内容が改善されました。

● 村手数料条例の一部改正について（議案第十三号）

各種証明手数料五十円を七十円に改正。

● 村職員の定数条例の一部改正について（議案第十四号）

村職員の定数を百四十人に改正。

● 村職員の旅費に関する条例の一部改正について（議案第十五号）

村職員の出張旅費の規定を改正。

● 村職員の給与に関する条例の一部改正について（議案第十六号）

村職員の宿日直手当を改正。

● 村職員の休日・休暇に関する条例の一部改正について（議案第十七号）

職員の出張旅費の一部を改正。

● 昭和四十八年度村一般会計補正予算について（議案第十九号）

補正額は六千四百二十五万九千円を追加し、予算総額で一億九千八百九十四万一千円となりました。主な補正は次のとおり。

- 土木費
県道工事費負担金として六十二万一千円を補正。
- 消防費
消火栓維持管理費負担金など九十七万五千円を減額。
- 教育費
小学校建設基金の積立金等二千五百万円を補正。
- 昭和四十八年度村国保特別会計補正予算について（議案第二十号）
補正額二千三百二十一万二千円を追加し、予算総額で一億九千八百九十四万一千円となりました。主な補正は次のとおり。
- 農林水産業費
米生産調整対策推進資金などを減額し、稲作転換促進特別事業補助金等を追加、差し引き三千二百四十七万九千円を補正。
- 衛生費
委託料等を減額し、上通地区簡易水道事業助成金などを追加、差し引きで六万円の減額補正。
- 民生費
職員給与等を減額し、老人医療給付費などを追加、差し引きで九十九万三千円を補正。
- 総務費
職員手当等を減額し、土地開発基金などを追加、差し引きで一千百五十五万一千円を補正。

● 保険給付費

療養給付費など二千三百二十一万二千円を補正。

● 昭和四十九年度村一般会計予算について（議案第二十一号）

二、三ページに掲載。

● その他

組合規約の改正議案三件が提案されました。

● 社会土木常任委員会の委員長選任について（議案第二十二号）

田中委員長の辞任によって、星野峯次委員が新しく委員長に選任されました。

● 村道の認定及び廃止について（議案第十八号）

従来認定村道を全部廃止し、新しく七四五路線（延長三五六、九六四メートル）が村道として認定されたものです。

● 請願

今議会に新しく一件の請願が提案されました。

また、継続審査中のうち二件について採択されました。

村道大口・坪根線拡幅に関する請願について（継続審査）

農道及び農道橋の新設についての請願について（継続審査中）採択。

揚水機新設及び水路改修費補助に関する請願について（継続審査中）採択。

通産省では、五月一日現在で商業統計調査を実施します。

村内の卸・小売業に属する事業所（商店）を対象に行なわれる

昭和49年

商業統計調査の実施

5月1日現在

商品販売額、商品手持額等を調査し、その分布状況、商業活動などの実態を明らかにし、行政施策上の基礎資料とする

統計以外の目的にはいっさい利用せず、秘密は絶対守りますので、正確な報告をお願いします。

結核検診・予防接種（ツ反検査）

本年四月から改正



結核健康診断及びツベルクリン反応検査の取扱いが本年四月一日から改正されます。

これは、結核のまん延状況がここ二十数年の間に改善され、なかでも若年層における改善は顕著であり、有病率、死亡率並びに定期健康診断での結核患者発見率も著しく低下して来ており、BCG接種による免疫も長く持続することが明らかになって来たことなどを理由として次のように改正されたものです。

受けた者
。レントゲン撮影
。そのほかに、小、中学生でツベルクリン反応が強い陽性を示す者。X線で結核性と思われる者は、小学校四年生、中学校一年生、中学校三年生のときも実施します

主な改正点
1、いままで、〇才から小、中学生は毎年ツ反あるいは、レントゲン撮影を行なっていたが、この改正によって、ある程度間隔をとって実施するようになりまし。

2、一五才以上の村民については（職場等でレントゲンを受けられる者を除く）いままでどおり、毎年一回レントゲン撮影を実施します。

3、三才児まで一回ツ反を実施するわけですが、これについては、〇才児を基準にして実施する予定です。

改正後の図解

| 年齢 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 年令 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|---|---|---|---|---|---|---------------|
| 学年 | 中学3年 | 中学2年 | 中学1年 | 小学6年 | 小学5年 | 小学4年 | 小学3年 | 小学2年 | 小学1年 | | | | | | | 学 年 |
| ツベルクリン検査 | | | | | | | | | | | | | | | | ツベルクリン検査 |
| 前年BCG接種者 | | | | | | | | | | | | | | | | 前年BCG接種者 |
| BCG接種者（ツ反のもの） | | | | | | | | | | | | | | | | BCG接種者（ツ反のもの） |
| ツベルクリン反応陽性者 | | | | | | | | | | | | | | | | ツベルクリン反応陽性者 |
| レントゲン | | | | | | | | | | | | | | | | レントゲン |

改正後
。ツベルクリン反応検査
。〇才から三才までの間に一回ツ反実施

マレーシア・

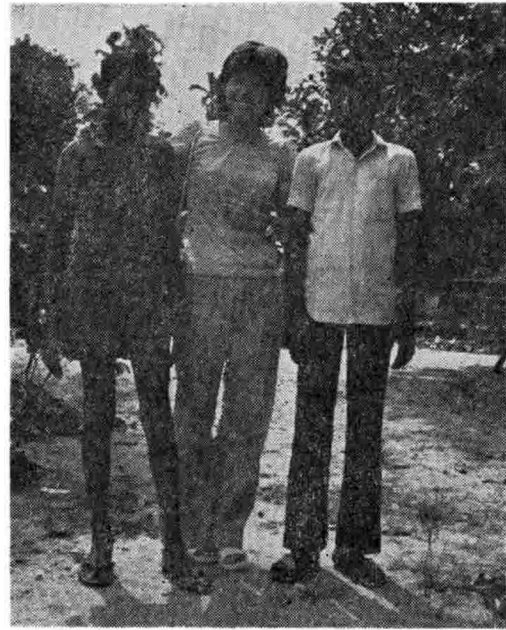
シンガポールの訪問記

県青年海外派遣団員として

中之島 下田 知恵



去る一月十七日より十日間、新潟県青年海外派遣団の一員として、マレーシア、シンガポールの二カ国を訪問しました。田中首相が東南アジアの視察旅行を終え日本に帰国される日に、私達の一行二十六人が新潟港を出発したわけですが、ちょうど、アジアの対日感情の悪化が紙面を賑わしている頃だったため、旅行中に突然、インドネシア訪問が中止され、シンガポールに変更されるといふハプニングが起きました。しかし、この変更が思わぬ国境を越えた友情により、シンガポールの滞在をすばらしいものに変えたのです。半年も前より立てられた綿密なスケジュールを一日で取りやめ、その後の日程を、私達と直接的に関係のない現地の方が、休むべき土曜の午後を使って必死に飛び回り、準備してくださ



マレーシアのマレー人部落の子供達
細くて、長い手足がとても印象的

人の老女から受けた親切。とにかく、言葉が通じなくともわかることはない、心の通じる同じ人間であるというところは、私

ったためです。また、各国々では、言葉が通じなくとも、皮膚の色が違って、鼻が高かろうが低かろうが、心の通じる出会いを何度も経験しました。片腕の不自由なインド人の母親に手をかして赤ん坊にミルクを飲ませたり、一月二十三日の旧正月でひっそりしている街で、やつと捜して飛び込んだ家のマレー

にとつて新しい驚きと言っても過言ではありませんでした。見るもの聞くものすべてが物めずらしく、話の種になるのですが、最も強い印象を受けたのは、マレーシア、シンガポールが多言語、多民族の建てる一国家であったということ。あるマレーシアのレストランでは、会計係が中国人、ウェイターがインド人、店内に流れる曲が中国のものかと思つたら、日本の昔の聞いたことのある曲だったり。街の中は、超ミニスカートの足の長い女の子や、サリイの服を着たインド婦人が行き交い、原色の民族衣装が通りにあふれています。商店の看板

ニュースをやっていたり、時には英語のドラマだったり、時には中国語だったり。日常会話には、マレー語、英語、中国語、タミール語の四か国語が使われ、もちろん、人々は四か国語を毎日こなしているわけ。街のあちこちには、六角形の建物の白と澄んだ大空の青のコントラストのすばらしい回教寺院、塀や屋根の上に牛の飾りが無数に置かれたヒンズー教寺院、そして、日本にもあるようなコンクリートの仏教寺院等が見られ、それぞれの民族が、心のよりどころとしている信仰の占める大きさを物語っているようでした。こんな街の中を歩く私達を目でじっと追っていた少年と私の目が偶然にも会った時、かすかに笑いかける私に、その大きな彫りの深い目は明るく笑って答えてくれました。また、公園に休んでいる青年にたまたまこころよく話しかけていっても、このよくよく受け入れ、自動車や運転免許について説明してくれました。これに似たことを、団員のはほとんどが経験しています。私にとって笑いかけることさえ非常に勇気のいる行動だったわけです。しかし、毎日の生活が、インド人、中国人、マレー人とかかわりの中で行なわれている人々にとっては、私が感じるほどの抵抗は感じていないらしいのです。日本人の長い文化と歴史の中で育った私にとつて、これらの光景はまさ

に目を見張るものでした。小さな問題をかかえているとは言葉、それぞれの民族が自分達の文化、風習を守りながら、他民族と心を一にして一國を建てるという姿に、日本の明治維新に似た気迫が感じられました。同時に、一民族一国家の中で発展してきた日本文化が、世界の中から見れば貴重な価値のあることを、強く認識せよとおられる日本文化を、世界に紹介するだけの知識と、語学力がなかったのが非常に残念でなりません。

日本は、すばらしい国です。徴兵制はありませんし、ポルノ禁止もありません。自由にものを言い、自由に行動できます。誰に束縛されることもありません。これがあたりまえだと考えています。しかし、これだけの自由を持たない人々も、まだまだ存在しているのを知りました。これは国の政策上やむを得ないものなのでしょう。ここで、良い悪いの問題にすることではありません。ただ、日本の現在の良さを大切にしていかなければならないと思つたのです。そして、もう一言。誰かが言っていました。「地図をさかさにして日本を見てごらん。もし、日本が赤くぬらされていなければ、狭すのはむずかしいだろう。狭い日本に住んでいるからこそ、日本と世界をみつめる国際的感覚を養ってゆかねばな

らないと思ひました。短い十日間の旅で、どれだけ国や人々を理解できたかは、はなはだ疑問です。反対に誤解してきたこともあるかも知れません。しかし、世界の一片を覗くことにより、世界を見る心の窓が開けたような気がします。本心に窓を大きくするかどうかは、これからの私自身の課題だと思ひます。そして、この機会を通して得た仲間、彼らと作り

あげた想い出の一つ一つは、私の心に刻まれ、一生忘れることができないでしょう。こうして海外派遣が継続して計画され、多くの若者が一人でも多くこの貴重な経験をされることを、心から念願しています。そして最後に、私にこの機会を与えてくださいました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

農年で明るい農業・豊かな老後 農業者年金に加入を

申込みは各農協で



農業者年金は、農業者である皆さんの年金です。

農業者年金は、皆さんの長い間の熱意に基づき、老後の生活安定と農業経営の近代化の促進を図るために、創設されたものです。そこで、加入資格のある人で、まだ未加入の方はすぐにで

も加入され、老後の保障を約束された、農業経営に安心して励みましょう。
(年金の加入手続は農協で)
年金の加入手続は各農協協同組合で行なっておりますので、よく相談のうえ手続をしてください。
(一時金の支給始まる)
農業者年金も、今年で満三年になり、今年一月からは、年金給付の一部である脱退一時金と死亡一時金の給付が開始になりました。これは、なんらかの止むを得ない理由により、年金を脱退しなければならぬ人と、不幸にして途中で死亡された方の遺族に対して支給される給付金です。

但し、支給要件として、保険料納付済期間が三年以上でなければなりません。該当すると思われる方は、農協協同組合または農業者年金会の手続をしてください。
農地等の購入、
売渡し、融資も行なわれている
農業者年金の仕方の一つとして、年金加入者のために農地の買入れ、売渡し、また加入者が農地等を買うときに、年三分、三十年償還、貸付限度額なしという長期低利の融資もしています。

これらの利用を希望される方は、農業者年金会または農協協同組合にご相談ください。

中小企業緊急融資制度

経済変動に伴い 特別資金の融資

取扱は6月30日まで

新潟県では、去る二月一八日中小企業に対しての特別融資制度「新潟県経済変動特別資金」を創設しました。

これは、最近の諸資材高騰、石油・電力供給の制限等により影響をまともに受けている中小企業者に対して、経営の安定を図るために制度化されたものです。貸付の対象は、運転資金として緊急に必要とされる中小企業者に対して次の要領で貸付されます。ご希望の方は早めにお申

申込みください。
△ 融資条件
○ 貸付限度 三〇〇万円
○ 貸付利率
県保証協会加入者 年 八%
その他 年八・二五%
○ 貸付期間 二年以内(うち据置期間六ヶ月以内)
○ 担保等 取引金融機関の定めによる。(但し、小企業は除く)
○ 申込み先 県信用組合、第一、北越、大光相互、新潟相互の各銀行。
△ 取扱期間
昭和四九年三月一日～六月三

△ 小企業に対する特別措置
本制度については、中小企業の内、特に小企業者に対して特別な措置を定めて融資します。
1、商業サービス業で、二人以下の常時雇用者がある事業所
2、製造業やその他の業種で、常時雇用者が五人以下である事業所
3、村商工会の経営指導を受け

○日
△ 諸税を完納していること
○ 貸付限度 二〇〇万円以内
○ 特別利率 年七%
○ 担保等 無担保、無保証人(新潟県信用保証協会が保証する)
○ 申込み先 村商工会
※ その他不明の点は役場産業課または村商工会へお問い合わせください。